

大井町ホームページ広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、大井町（以下「町」という。）がインターネット上に公開しているホームページの広告の掲載について必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の種類及び掲載基準)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とし、広告から遷移するホームページの内容（以下「広告の内容」という。）は、大井町広告掲載基準第4条に規定するものとする。

(広告の掲載順位)

第3条 広告の掲載の順位は、次に掲げるとおりとする。この場合において、同順位に複数のあるものは、掲載期間が長い広告を優先するものとし、掲載期間が同一の場合は、抽選により順位を決定する。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものが掲載しようとする広告
- (2) 私企業で公益性の高いものが掲載しようとする広告
- (3) 私企業で町内に事業所等を有するものが掲載しようとする広告
- (4) その他掲載する広告として妥当であると町長が認めるもの

(広告の掲載位置及び枠数)

第4条 広告の掲載位置は、町のホームページのうち町が指定する位置とし、掲載決定順に上段の左から右へ順に掲載し、5枠掲載したら下段の左から右へ順に掲載する。

町が用意する広告の枠数は、最大15枠とする。

- 2 掲載期間の終了した広告が発生した場合は、掲載期間が終了していない広告を左詰めで掲載する。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1月単位とし、12月を上限とする。ただし、再掲載を妨げるものではない。

- 2 広告の掲載期間の初日は1日とし、その満了日は月の末日とする。
- 3 広告の掲載期間内に町の都合でホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖時間に応じ、別表第1に定めるところにより掲載期間を延長する。

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 画面表示は、縦60ピクセル、横120ピクセルであること。
- (2) データ量は、10キロバイト以内であること。
- (3) データの保存形式は、GIF形式であること。（アニメーションGIFは除く。）

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠あたり月額5,000円とする。ただし、掲載期間が12月の場合は、1枠あたり55,000円とする。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、広報おい及びホームページ等により行う。

- 2 前項にかかわらず、町は、第3条第1号から第3号に該当する団体等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み及び決定)

第9条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、大井町ホームページ広告掲載申込書（第1号様式）に別表第2に定める書類を添付して、町長に申し込むものとする。再掲載の場合も同様とする。

- 2 広告の申込みは1契約につき1広告とする。
- 3 広告の申込み枠数は、原則1枠とする。
- 4 町長は、第1項の申込書を受理したときは、第2条及び第3条の規定に基づき掲載の可否を決定し、大井町ホームページ広告掲載結果通知書（第2号様式）により当該申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告を掲載することを承諾された者（以下「広告主」という。）は、原則として広告の掲載をしようとする月の初日の10日前までに、町長が発行する納入通知書により広告掲載料を納入しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告原稿は、町が指定する方法により広告主の負担で作成し、広告の掲載をしようとする月の初日の10日前までに、CD-Rなどにより提出するものとする。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 町長は、次に掲げる場合は、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 町のホームページ運営上支障があるとき。
- (2) 広告主が指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (4) 広告主または広告内容が不相当であると認めたとき。

(広告掲載の中止)

第14条 広告主は、広告の掲載を中止するときは、大井町ホームページ広告掲載中止届出書（第3号様式）により町長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出があったとき、町長は、大井町ホームページ広告掲載中止決定通知書（第4号様式）を広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第15条 納付済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる事由に該当する場合は、当該各号に定める額の掲載料に相当する額を還付する。

- (1) 掲載期間開始前に、前条の規定による広告の掲載の中止の届出があった場合は、納付

済みの広告掲載料を還付する。

(2) 第5条第3項の規定により広告が掲載できなかった場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合は、納付済みの広告掲載料を還付する。

(3) 前号の規定により還付する広告掲載料は、広告を町ホームページから削除した日から掲載を再開した日までの期間に係る広告掲載料に相当する額とし、その期間が1月未満であるときまたはその期間に1月未満の端数があるときは、次により算定するものとし、1円未満の金額が生じる場合は、これを切り捨てる。

その月の広告掲載料×その月の広告の掲載できない期間÷その月の暦日数

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、大井町ホームページ広告掲載料還付請求書(第5号様式)により、町長に請求するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、大井町広告掲載要綱の規定を適用する。

第17条 前条に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

閉鎖した時間	延長する日数
3時間以上24時間以内	1日
24時間を超えたとき	閉鎖した日数+1日

別表第2 (第9条関係)

大井町ホームページ広告掲載申込書添付書類	
1	会社案内のパンフレット等(事業内容、社歴等がわかるもの。)
2	資格、免許等を必要とする業種については、資格を証する書面、免許証の写し等の書類